

行政事業レビュー 公開プロセス（第1日目）

④ 国民年金基金連合会への事務費補助

開催日：平成22年5月31日（月）

開催場所：厚生労働省講堂（低層棟2階）

出席者：熊谷コーディネーター、菊池評価者、河野評価者、土屋評価者、飛松評価者、丸山評価者、宮山評価者、吉田評価者、河西評価者

説明者：（年金局）中村企業年金国民年金基金課長 他

○熊谷コーディネーター

本日最後の事業になります「国民年金基金連合会への事務費補助」について、ただいまから作業に入らせていただきます。ご説明を5分程度でお願いいたします。

○事業所管部局

年金局の企業年金国民年金基金課長でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、国民年金基金連合会への事務費補助について、ご説明を申し上げます。まず、お手元の資料の11頁をご覧ください。年金制度の体系という図です。国民年金基金連合会はこの図で申し上げますと、自営業者等に対する公的年金である基礎年金の上に乗っている、任意加入で自営業者が老後に備えられる年金制度の国民年金基金という仕組みの連合会でございます。この法人が行っている事業は大きく2つありまして、この国民年金基金に関する事業、もう1つはその右側の確定拠出年金の個人型ということで、1号被保険者の方、お勤めの企業で企業年金がないサラリーマンの方が、任意にお入りになる確定拠出年金の個人型の管理運営を任されている法人でございます。以下、概要の資料に基づいてご説明を申し上げたいと思いますので、7頁をお開きいただきたいと思っております。

ここに事業概要と書いてありますが、いま申し上げましたように連合会の事業は大きく2つありまして、補助金の対象事業としても2つということになっています。まず、国民年金基金の中途脱退者に対する年金給付事業ですが、基金を短期間で資格を失われて脱退されたような方について、その個別の基金で長期間資産を運用して、老後に年金をお支払いするというのではなくて、法律の規定に基づいてその支給義務をこの連合会が引き継ぎまして、そちらで資産の運用を行った上で、その方が老後に達せられたときに、年金支給を行うことにしております。その円滑な事業運営を図るため、これまで事務費の一部について補助をいただいていたというものです。

もう1つは、確定拠出年金の個人型で、任意にお入りになる個人型年金に対して、その加入資格の確認や拠出限度額、税制上、優遇措置が受けられる限度額の管理、原簿の管理等をこの法人が担っているということで、その円滑な事業運営のために事務費の一

部を補助してきているというものです。

現状について、ご説明を申し上げます。8 頁です。国民年金基金連合会の今年度予定している総事業費が 23 億 9,000 万円ほどございますが、このうち中途脱退者の年金給付業務を含む国民年金基金関係で 19 億 2,000 万円ほどございます。この中途脱退者に関する必要な経費は、これまで補助金で賄ってきましたが、昨年の秋の行政刷新会議の事業仕分けの結果も踏まえまして、今年度は補助金が大幅にカットになっています。これに伴って経常経費の見直し等を行って、事業コストそのものの縮減を行った上で、さらに運用益からの繰入れを行うことにより、事業費を捻出している状況になっています。今年度の補助金の対象経費としては、ここに書いてあるようなものを予定してまいりまして、2,800 万円をいただいています。

確定拠出年金ですが、事業に要するコストについては加入者からいただく手数料と補助金により賄うことになっています。今年度、また加入者の増を見込んでいるところで、それによって手数料の増を見込んでコストをカバーすることにしています。対象経費はここに書いてあるとおりで、補助金として 1 億 8,000 万円を計上しています。

9 頁をご覧くださいと思います。実績、数を書いています。年金の関係の業務が年々増えていまして、確実に年金を支給することが大切なことだと思っておりますが、国基の関係でも未請求者、年齢に到達されたにもかかわらず、請求されていない方がいらっしやいます。ここに昨年の 7 月末の人数が書いてありますが、4 月末で申し上げると 3,200 名の方が、いま足下で未請求者を 2,200 名余ぐらいまで一応減らしてきていることになっています。個人型年金も加入者が毎年増加をしている状況で、離転職に伴うポータビリティの確保というのが確定拠出年金のいちばんのポイントで、そのために極めて重要な制度だと考えています。

改革案についてご説明を申し上げます。補助金として今年度 2 億 600 万円をいただいておりますが、結論から申し上げますと、来年度さらに削減を検討したいということです。まず、中途脱退者に関する年金給付事業ですが、先ほど申し上げたように運用益からの繰入れ等により、必要な事業費を賄う構造にいま切り換えているような状況ですが、さらに来年度以降は補助金の対象外とすることも含めて、さらなる検討をしていきたいと考えています。確定拠出年金個人型については、手数料と補助金で賄う構造になっていますので、事務コストについて当然精査していきますし、併せて加入者の増を図ることによって補助金の削減に努めていきたいということです。（注 1）は、入られるときの手数料が 2,000 円、毎月 100 円をいただいております。加入者が増えることによって、全体の事業費に占める手数料の割合が増えてきますので、結果的に国庫補助割合というのは（注 2）に書いていますが、減ってきているような状況で、このままの状況で推移すれば、あと 7、8 年で補助金に頼らずとも、手数料でコストを賄えるようになるのではないかと考えています。

補助金の話に限らず、総事業費そのものをもっと見直していくべきではないかというご指摘もあります。それについては、今年度の総事業費を組む上でも、電算借料や事務所費の引下げ等の努力はしていますが、今年度の分は既に契約したものならばなかなか難しいですが、ほかの事業について見直せるものは見直しをしたいということで、全体の規模を可能な限り縮小してまいりたいと考えています。来年度以降も、さらに事業費

そのものについてももしっかり総点検をして、抑制に努めていきたいということです。総事業費の総額、その財源内訳についてその下に表を書いていますので、ご覧をいただければと思います。

最後にレビューシートについて、何点か補足的にご説明申し上げます。1 頁の下に「自己点検」という欄がありまして、支出先・使途の把握水準・状況がどうなっているかということですが、下から 2 行目で国民年金基金連合会に対する補助金ということで、実績報告を毎年もらうことになっているのと、法人そのものについては予算の認可、決算の承認を毎年やっていますので、連合会が行う事業の内容については行政の立場として、しっかり見させてもらっている状況です。2 頁は、平成 20 年度の数字になっていますので少し額が多いですが、資金の流れとしては連合会の補助金ですので、連合会にお渡しをしていることになっています。

最後に 1 点お詫びです。4 頁の事業評価シートの下から 2 段目の欄の予算額の推移の不用額が文字化けになっていますが、これはいずれも 0 を入れていたところですので、恐縮ですが修正をお願いしたいと思います。私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○熊谷コーディネーター

それでは、厚生労働省仕分け事務局としての論点をお示しいただきます。

○総括審議官

19 頁をご覧ください。この補助事業は 2 つに分けられます。中途脱退者の給付事業について、昨年秋の行政刷新会議の仕分け結果等を受けまして、予算額は約 8 割減ですが、今年度はなお 2 億円の補助がされています。これについて、廃止できるのではないかという論点です。なお、似たような仕組みとして企業年金連合会があります。これは、企業年金のほうで中途脱退した場合に資産を引き継いで、最終的に年金を支給するという仕組みです。国民年金の場合はここが引き継いでいますし、企業年金の場合は企業年金連合会が引き継いでいる。同じ仕組みになっています。企業年金連合会については、省内で別途事業仕分けをした際に、企業年金連合会からこれと同じような中途脱退事業への補助金はもう必要ないという改革案が示されていますので、それとの対比等も含めまして、この点については国の補助金なしでやるのが可能ではないかと考えています。

行政事業レビューという観点とは少し違うかもしれませんが、いろいろな年金制度でそれぞれ未請求者の問題というのがあります。この部分については 2,200 人という、人数的にはほかと比べれば少ないわけですが、これはしっかり取り組んでいかなければいけないということで論点として書いています。

2 つ目の確定拠出年金、個人型年金の管理運営事業については、将来的には補助金がなくても済むようになるというお話ではありますが、これは積極的に制度を普及していくのであれば、国民年金基金連合会がやるのか、国がやるのかというところはありますが、制度の普及について計画的に進めていくことを含めて、補助金のあり方を示していくことが必要ではないかということかと思えます。いずれにしても、中途脱退給付事業について、国の補助金を減らしたりなくしたりしたとして、結局コストが減らずに運用

益に回していったのでは加入者の負担になるわけですから、先ほど話がありましたが、国からの支出という問題だけではなくて、運営コストをどうやって減らすかということも真剣に取り組んでいく必要があるかなと思っています。

なお、国民からの声はこの関係についてはありませんでした。以上です。

○熊谷コーディネーター

それでは、ご議論をお願いいたします。

○飛松評価者

議論の次元が2つあると思っています。1つは国費を投入して、全国民の方がこの上乗せ年金に関して何らかの補助をする必要があるのか、あるいは上乗せ年金を自ら申し込まれている方々が、そこは自分で運営をすべき性質のお金なのではないかという議論がまずあるかと思います。財源に関しては、個人型年金に関しては手数料を一応取られているということですが、その人数が少ない間は高い維持管理費をお支払いいただく必要が原則としてあるのではないか。その代わりに、人数がどんどん増えてくれば、それに見合っている手数料をどんどん減らしていくというのが、本筋の議論ではないかと思います。まず、国庫補助金がだいぶ削減はされているわけですが、これを早期にゼロにするために、どういう手数料体系がいちばんフェアなのかをご検討されているかというのが1つです。

もう1つは、ひょっとしたら行政事業レビューの話から離れるかもしれませんが、いま総事業費が24、25億円と若干削減はされていると思いますが、そのうちで国庫負担金もともと10億円程度で2億円ぐらいになりました。ただ、総事業費は、そんなにすごい勢いでは減っていないと思います。これは、まさに上乗せ年金を申し込まれている方が、これから負担をしていかなければいけないということなので、これについて削減努力というものがどこまでされているのかということの具体的なご説明をいただきたいです。実は、この行政事業レビューのレビューシートの中を拝見すると、平成20年度の11億8,700万円がこう使われましたということで、人件費や運営費と漠然と書いてありますが、これがどうしてこういう割付けになっているのか。運営費全体としては、たぶん20数億円がかかっている中で、国費投入の分がこれですと割り付けられている根拠がよくわからないのと、具体的な内容が示されていませんで、これを見てもどの程度費用の削減が可能なのかという想像が付きにくいということがありましたので、そのあたりについての考え方をお聞かせいただきたいということです。

○事業所管部局

まず、確定拠出年金の手数料の関係ですが、確定拠出年金自体は平成13年に法律を作って、新しく始まった制度です。そのときに、最初は当然、制度を始めるに当たりまして立ち上がりの費用がかなりかかることを、本当にごく少ない加入者に負担いただくというのは現実的にもかなり難しいですし、自ら老後のために備えることを国としても支援したいということで作った制度ですので、その手数料についてすべて手数料で賄うのではなくて、制度の普及を図るためにも、あるいは加入いただく方を支援するためにも

ということで、手数料を当時この金額で設定をして進めてきたというものです。そうした考え方というのは、現状においても妥当だと思っています。

ただ、手数料そのものの単価を上げていくという議論については、いまの運用関係が非常にまだ厳しい中で、加入者ご本人に少し負担になるのも事実です。私どもの立場としては、将来的にこの手数料に一切手を着けないと思っているわけではありませんが、現状においてこのまま加入者が順調に伸びていくことを見越せば、いずれ7、8年のうちに補助金に頼らない体制ができることになっていきますので、このままコストダウンの努力は続けつつ、加入者の増を図ることによって、全体としてのコストを賄っていきたいと考えています。関連して、確定拠出年金の充実・改善を図るための法案というものも、この国会にも提出しています。

2点目の削減努力ですが、総事業費の関係のご指摘かと思えます。今年度は確かに総事業費で見ますと、昨年度の決算見込みと予算でみなせば1,000万円ぐらいしか下がっていないということですが、お手元の資料の14頁は今年度予算を私どもが吟味していたときの関連の資料で、昨年度実績と比べれば、また年金の受給者が2万人以上増えるような状況を見込んでいます。それから、中途脱退で連合会に支給義務が移られる方、確定拠出年金の加入者の方が増えるであろうと考えていますが、その下の例えば各パソコンの端末について、少し一般競争入札に切り替えるようなことで、電算借料について3,000万円以上の削減を図っています。事務所費についても契約先との交渉ですが、マイナス300万円を見込んだ。ほかにも水光熱費の縮減とか、そういった取組みをすることによって、全体として事業費がそんなに増えない形に落とし込んできたという努力をしていますので、今年度予算の認定に当たってこういったことを連合会で求めてやったわけですが、引き続きこうした努力をしていきたいということをお話にも書いています。

3点目は、事業費の内訳をもう少しというお話だったかと思っていますが。

○飛松評価者

そうですね。内訳とレビューシートの3頁に11億円と割り付けられたものが、どうして事業費のうちで国庫によるものなのか。全体像が見えないと、ちょっとわからないかなということですが。

○事業所管部局

わかりました。まず平成20年度に関して申し上げますと、中途脱退者に対する年金給付事務に要するコストを、すべて補助金でカバーをしておりました。したがって、まさに連合会としてかかった費用がここに書いてあります。これは上から2つが国民年金基金の部分で、下2つが確定拠出年金の部分です。国民年金基金に関して申し上げますと、全体を補助金で賄っていたわけですが、今年度については、このうち本当に年金の支給に要する中核的な部分、年金の裁定、年金証書の印刷・送付代や振込通知等の印刷・発送といったところに限定して、補助対象にしたという考え方です。

○菊池評価者

私は、別の角度からの質問になると思います。まず制度確認で、ちょっと教えてください。国民年金基金は、国民年金法上の付加年金との関係がありましたよね。ですから、そこに公費が給付費投入されているという認識ですが、それでよろしかったでしょうか。

○事業所管部局

付加年金という制度がありまして、毎月 400 円をお支払いになると、老後に 200 円×加入月数分が国民年金に付加される仕組みがあります。国民年金基金にお入りになった場合は、その分を給付の中に包含した形になっています。したがって、付加年金に対する国庫負担、給付金に対する国庫負担というのは、国民年金基金についても同様にございます。予算額は、今年度の負担金として 11.5 億円を計上しています。

○菊池評価者

ありがとうございます。まず確認をしたかったのですが、要するに国民年金基金制度というのは任意加入ですが、確定拠出年金や 3 階建部分の企業年金と、同じ性格のものではないという前提を踏まえる必要があると思います。その給付費に任意加入ではあるけれども国庫が入っているという意味では、公的な色彩が通常の企業年金よりは濃いという認識でおります。

もう 1 つは、企業年金連合会との比較が出ましたが、企業年金連合会が引き受けるのはいわば 3 階部分ですね。基礎年金、厚生年金のさらに上乘せ部分の中途脱退者についての給付を引き受ける。この国民年金基金というのは、厚生年金がないわけですから、自営業者の 2 階部分ですね。その部分の給付を引き受けるという意味でも、性格がやや違うということ踏まえる必要があると思います。

その上で、少し今日の全体のあれとは違うと思いますが、特に国民年金基金に対する補助金を全廃するというところに、やや懸念を持っています。2 つの理由があります。公的な性格が強いことと、2 階部分であるということです。これは、公的年金改革全体に関わる問題ではありますが、少なくとも現行制度を前提とした場合には、前回の年金改正でマクロ経済スライドが導入されて、基礎年金については将来減っていくわけですから、厚生年金加入者のみならず、自営業者、基礎年金だけの方についても、それを越えた部分の老後の所得保障をどうしていくかというのは、自助努力に委ねざるを得ない部分があるわけです。その部分について、もちろん確定拠出年金、個人型もありますが、国民年金基金というのは確定給付型なので、その意味では受給者側にとってメリットがあるわけです。その制度について、ただでさえ加入員が減少傾向という前提がありますが、ここで全く国民年金基金に対する補助金を廃止することになると、それはもはや国民年金基金制度に対する育成支援というものを国としてはもうしません、放棄する。場合によっては、それも確定拠出型にシフトしてくださいといったメッセージを、国民に対して事実上、発することになるのではないかと。公的年金の将来的な方向性が厳しい状況があるとすれば、さらにそれを越えた部分の国としてのサポートというものが必要であるとすれば、ここを完全に廃止してしまうというのは、むしろ逆行したというのか、では、どうすればいいのか。本当に自助努力でやればいいのか。極端な話ですが、事務費の補助ですので極論かもしれませんが、メッセージとしてはそういうものが伝わってし

まいかねないのではないかと思うわけです。長くなりましたが、そういった面のご認識というものはないでしょうか。

○事業所管部局

確かに、いまご指摘いただきましたように、付加年金相当分を給付に包含した制度であるというようなことも、これまで国庫補助をいただいていた理屈の 1 つでもございました。結局、国民年金基金制度を創設し、国民の皆様、特に自営業者の皆さんが老後のために自ら備えられるのを国としてサポートするときに、当然税制上の支援、財政上の支援、相まって支援していこうということやってきたというものでございますが、任意加入の制度でございますし、これで国庫補助について今後検討した上で最終的にどうなるかというのはあると思いますが、それが仮になくなったということを見越したとしても、それで国がいきなりこの制度の普及や啓発、あるいは国民に対する支援から手を離れたということではないだろう。といいますのは、税制上の措置は当然そのまま続いていきますし、今後も自営業者の方にとっても大切な制度として、そのあり方については今度の新年金制度の議論と併せて大きな議論になるところだと思っていますので、そのタイミングを見て、さらにその将来像については考えていくということになるのではないかと考えております。

○河野評価者

2 つ目の先ほど飛松さんがお話された、確定拠出年金の個人年金型に関わる管理運営事業についての費用の国庫の補助について質問します。先ほども指摘されたとおりで、これは上乘せの年金の部分なわけですね。その上乘せの年金の部分で、個人の財産形成に関わる部分であるわけですが、それに対して国が補助金を出すのかというのをなぜやらないといけないのか。これはすごく重要なポイントなので、その整理をすべきだと思います。もし、この補助金がないとしても、税制上既に優遇しているということもあると思うので、なぜこれをやっているか。そもそも国庫補助として出し得る妥当性を持っている事業なのかをお聞きしたいです。もちろん、制度をコロコロ変えてしまうのはよくないことなので、これも慎重に考えないといけない話ですが、なぜそもそも補助を出すことに妥当性があるだろうという話になったのでしょうか。

○事業所管部局

平成 13 年以前ですが、確定拠出年金制度そのものは我が国の企業年金のタイプとしては確定給付型という、企業が将来の給付水準を約束して、掛け金もお出しになるという仕組みしかなかったものでございます。そうした中、雇用の流動化も進んでいますし、企業によっては転職が多いタイプの所もありまして、そういった会社にも即したような年金制度が必要なのではないかという議論が当時ございました。そうした中で、確定拠出というタイプの上乗せの年金制度も必要ではないかということで、そもそも導入されたものです。

もう 1 つ、当時は転職をすると、一部は例えば企業年金連合会に一時金を持ち込まれて、老後に年金をもらう形で、不十分ながら若干のポータビリティはありましたが、確

定拠出年金のメリットの 1 つは、個人ごとに明確に資産残高がわかりますので、仮に転職をされたりしても、ポータビリティ、年金資産の持ち運びができるというのがポイントです。例えば企業をおやめになったような方が、その資産をどこで運用を続けていくのかと考えたときに、個人でお入りいただくタイプの確定拠出の年金制度というのがどうしても要るということで、そうした観点からも、この確定拠出年金の個人型の運用を担う団体に対する必要な経費の補助というのは必要だということが、当時の議論だったと理解しています。

○河野評価者

これは具体的に、どういう方の利用が多いのですか。

○事業所管部局

お手元の資料の 16 頁で申し上げますと、少し複雑ですが、国基連では個人型を担当しています。まず左側の 1 号被保険者、自営業者等の方が自ら入られるパターンがあります。それから企業にお勤めですが、お勤めの会社に全然企業年金がない方というのがお入りになれます。この方が加入資格がある方で、国基連の個人型に加入をされて、掛け金を自分で出しながら老後に備えることができる方があります。もう 1 つは、運用指図者というカテゴリーがありまして、この方々は例えばサラリーマンでお勤め時代に会社が出された掛け金を基に、自分の確定拠出の資産があるけれども、次にそれをやめられたときに、専業主婦になられたとか公務員になられたとか、あるいは確定給付型だけをお持ちの会社にお勤めになった場合には、そこで続けて確定拠出年金にお入りいただくことができない状況になっています。そうした方は、個人型の運用掛け金は出さないけれども、運用だけを老後まで続けていただくことを可能にすることによって、年金の資産の運用は老後まで続けることができるような仕組みをとっている。これが、まさにポータビリティと呼ばれているものです。

○河野評価者

いまおっしゃった 2 つ目の、自分の勤めている所に企業年金がないのは、中小企業の方が多いいということですか。

○事業所管部局

そうです。

○河野評価者

まさにこの制度の議論は個人の財産に寄与するけれども、それでもサポートしようという話だったのは、まさにいまおっしゃられたポータビリティの問題だったのです。日本の経済システムのいくつかの問題の 1 つは、年金制度の影響などで労働移動が阻害されている。その労働移動をサポートするような制度設計があってもいいのではないかという話ですが、通常労働経済の議論からすると、労働移動が少ないのは大企業であって、そもそも中小企業の方々というのはかなり労働移動が大きいので、この影響で労働移動

が阻害されているという話にはならないような気がします。ポータビリティの議論があったから導入されたけれども、そもそも当初の役割につながっていないと思われませんが、それはいかがですか。

○事業所管部局

確定拠出年金導入のもう 1 つの議論は、確定給付型というのは企業が約束しているものですから、資産の運用を続けるときに積立不足等があれば、追加的な拠出がどうしても求められる。これが、中小企業にとっては企業年金を実施する上で、かなりバリアになっている面がありました。中小企業にとっても、導入しやすいタイプの企業年金が要るのではないかという議論が、もう 1 つ大きな柱としてありました。

○河野評価者

そうかもしれませんが、企業をサポートするかという話と、家計をサポートするかというのは全然違う話ですから、ポータビリティではないのだ、企業負担の軽減だという話になるのであれば、企業のサポートということであれば別の方策もあるような感じがします。私の結論は、まさにポータビリティの議論が確定拠出制度のそもそもの導入のいちばん大きなポイントだったように思いますが、必ずしもそれについては実際の運営上、労働移動をサポートする、あるいは労働移動が増えてきている状況に対応する年金の確保に必ずしもなっていないのではないかという認識があります。

○吉田評価者

確定拠出型の年金の管理運営事業について、厚労省の出しました論点等説明シートでは、「加入者増を図ることにより、補助金を縮減することができるのではないか」と書いてあります。これまでの議論の中で、確かに加入者増を図るのは非常に重要なことだと思いますが、もう 1 つは手数料収入を増加させることも当然考えられて然るべきだと思っております。おそらくは、厚労省の側でシミュレーションをやっていると思います。例えば、現在のトレンドで加入者が増えていった場合には、いったい、いつの時点で補助金をなくすことができるのか。あとは、手数料に関して言えば、手数料収入をいくらにすれば現時点で国庫補助金をゼロにすることができるのかというシミュレーションは行って、その上で手数料を上げるよりは、加入者増を期待したほうが良いという結論になったのだと思いますが、その結果について、少し説明していただけますか。

○事業所管部局

わかりました。先ほどもチラッと申し上げましたが、まずこのままの状況で過去の実績のトレンドで加入者なり運用指図者が伸びる前提で考えると、あと 8 年程度で手数料で必要なコストを賄えるようになるのではないかと見込んでいます。

もし足下でというお話ですと、今日の改革案の資料の 10 頁をご覧くださいますと、確定拠出年金の関係で申し上げますと、いま大体総事業費の 4 割程度を補助金でカバーをしています。逆に言えば 6 割が手数料ですので、倍まではいかないにしても 1.8 倍や 1.9 倍ぐらいすれば、計算はしていませんが、おそらく補助金分をカバーできるのではない

かと思えます。

○吉田評価者

1.8 倍ということは、加入時を除くと毎月 100 円の手数料を支払っているけれども、それを 200 円弱ぐらいにすれば、手数料収入だけで全部賄えるということでしょうか。

○事業所管部局

そこは、加入時の 2,000 円をいただくほうが金額的にもかなりインパクトがあるものですから、100 円が 200 円だと足りないと思えます。2,000 円のほうを上げると、かなり効果があるのではないかと思います。

○吉田評価者

具体的に 2,000 円をいくりに上げたら、足下で賄うことができるでしょうか。

○事業所管部局

3,900 円だそうです。

○吉田評価者

一方で、先ほどからも指摘されていますように、これに関しては所得控除があるかと思えますが、平均的にこの加入者が控除されている額というのはいくらなのでしょう。

○事業所管部局

私どもとして統計データを持っていませんが、平成 21 年 12 月段階での平均掛け金が 1 万 6,000 円、12 倍すると 19 万 2,000 円です。例えば、もし 1 割が税率だとすると、1 万 9,000 円ぐらいの所得控除効果があるのではないかと思います。

○吉田評価者

いま仮に 10%だとすると 1 万 9,000 円だし、もう少し高い税率の人は税額控除額が大きくなるということですので、最低でも大体 1 万 9,000 円ぐらいの税額控除を毎年受け取れることのベネフィットと比べて、2,000 円を 4,000 円にすることによって、加入者から非常に大きな不満が出るような額なのではないでしょうか。

○事業所管部局

いま、加入者の方の平均掛け金のお話を申し上げましたが、今後掛け金の積増しができない運用指図者の方が、加入者の方に比べて倍ぐらいいらっしゃるわけで、それはいまお持ちの掛け金、資産を老後まで大事に運用していただくということです。個人型年金で、企業型から個人型に資産を移管される方のうちの 3 割ぐらいは、資産額が 25 万円以下です。70 万円以下が 5 割ぐらいということですので、少額資産の方からするとかなり厳しいのではないかなと。これは、どこで線を引くかというのはかなりご議論はある

うかとは思いますが、少額資産の方が多という実態もあるということです。

○吉田評価者

その少額資産の方も、加入時点では所得控除を受けられたはずですから、それを考慮しても、なおかつ2,000円を4,000円にするというのは高額だということでしょうか。

○事業所管部局

企業型から個人型に移られてきた場合は、企業型のほうは事業主が掛け金を出していますので、ご本人は会社が出してくれた掛け金を運用していたということになっていまして、ご本人は所得控除を受けられてはいません。

○吉田評価者

そうすると、この2つのやり方のベストミックスというやり方も当然考えられていて、4,000円に上げるのが難しいのなら3,000円にして、なおかつ加入者増を図るやり方も検討されて然るべきだと思いますが、これはいかがでしょうか。

○事業所管部局

これまで私ども、いまの単価の下で加入者増を図っていく、あるいはコストの抑制を図っていくということで検討していますが、当然いまおっしゃるようなことが選択肢としてあり得ることは十分理解できます。

○河野評価者

いまの点に関して質問をします。何かモデルのようなもので、収益率がどのくらいになるという計算をされているのであれば、あるいはされていないのであれば今後出していきたいです。そのモデルケースで、税制のメリットでどのくらい利回りが上がるか示していただきたい。なおかつ、先ほど吉田先生が指摘されたように、コストを加入の段階で全部払っているケースとか、1,000円を追加的に払って3,000円にするケースにおいて、収益率がどのくらい下がるのか。実際にそれを見て、多くの人はどう判断するかのベンチマークになるのではないかと思います。いままでそうやって計算はされていますか。

○事業所管部局

すみません。これまでは、そういう計算はしておりません。

○丸山評価者

1つだけ質問です。いま事務手数料の増額によって、国庫負担分は7、8年待たずにゼロに近付くのではないかという議論があったと思いますが、14頁に事業経費の縮減の事項があって、絶対額が出ています。例えば電算機、コンピューターのレンタル料が3,400万円減とか、プログラム開発費減とか、母数からするとどのくらいの減になっているのですか。絶対額はわかりますが、全体の中でどのくらいの経営努力をして、この

コスト削減になったのかを教えてください。

それから、今後 7、8 年とおっしゃる以上は経費削減のプログラムがあると思いますが、それはどのような形なのか。概要で結構ですから、教えていただければと思います。

○事業所管部局

今年度予算で申し上げれば、電算借料の関係ですが、パソコン端末の置き換えの際の努力によって、3,400 万円の削減効果を出しています。連合会の事業規模でいえば、電算機関係でかかる本体、まさにホストコンピューターそのものの借料や回線使用料、オペレーション経費諸々込みで 8 億 2,000 万円余の費用がかかる見込みですので、その中の 3,100 万円ということです。事務所費は。

○熊谷コーディネーター

たぶん、いくらがいくらになったかと言ってもらうのが、いちばんわかりやすいですね。

○事業所管部局

共益費も込みで、家賃が 1 億 3,000 万円ぐらにかかっていますので、賃貸だけだと 1 億 1,000 万円です。その中の単価減による 300 万円という効果です。

○丸山評価者

1 億 1,000 万円というのは、いまの職員の 28 人の事務所経費ということによろしいですか。

○事業所管部局

そうです。

○丸山評価者

それに 1 億 1,000 万円がかかっているのですか。

○事業所管部局

かなりコンピューターが占めているスペースもありますが、それぐらいの費用がかかっております。

今年度の取組みについてお答えするのを忘れていましたが、詳細についてはこれからさらに考えていかなければいけません。例えば事業費の中でも人件費はいま計上していますが、現に欠員になっているようなところがありますので、その補充を少し諦めるような形で人件費を浮かせられないかとか、あるいは予定しているいろいろなセミナーなどを少し見送るとか、こういった取組みをすることによって、事業費そのものの削減も目指していきたいということです。

○丸山評価者

このマネジメントの常勤役員や、役員総数のところは手は着けないのですか。あるいは、やったあとなのでしょうか。役員総数、常勤役員数、OB、報酬等とありますが。

○事業所管部局

役員については変更はありません。職員は 28 と書いてありますが、実際には欠員がいるのを補充しないまま現有体制で取り組んでおりまして、現にいる職員だと 25 名になっています。

○丸山評価者

常勤役員の 3 人は官庁 OB の方で、厚生労働省の OB の方と考えてよろしいですか。報酬額が書いてありますが、それについては見直す予定はないということがいまのお答えですか。

○事業所管部局

常勤役員 3 名ですが、厚生労働省と財務省の OB が就任されています。役員報酬の今年度については、3%のカットを実現しております。

○丸山評価者

3%のカットをされる予定ということですか。

○事業所管部局

それは 4 月から実施をしております。

○丸山評価者

10%あるいは 0%ではなくて、どうして 3%となるのですか。それはどういうところで議論されるのですか。

○事業所管部局

役員報酬については連合会理事長が決定をするという仕組みになっていますので、事業費の縮減の一環として求めて、連合会としての自助努力として、それを実施されたということだと思えます。

○丸山評価者

ということは、ある意味ではご自分の報酬について、ご自分で 3%の削減をお決めになったということでしょうか。

○事業所管部局

4 月の分はそうです。あとは国家公務員給与は人勧に基づいて毎年見直しをしておりますので、今年はまだこれからですが、昨年度に関して申し上げますと人勧による公務員給与のマイナスの分は、当然役員、職員、カットをしています。

○丸山評価者

詳しくは言いませんが、例えば事務所経費についても事務所の場所を変えるとか、事務所の中のスペースを抜本的に変えるということも企業はみんなやっていますので、そのような最善事例を参考にされてやったほうがいいと思いますが、そういうのもやられているのですか。

○事業所管部局

これまでのところは、いま申し上げた家賃そのものの引き下げですが、いま借りているスペースを借りるのをやめるということも、いま連合会の中で検討を始めています。まだ結論までは行っていません。

○丸山評価者

手数料の問題とコストの問題と併せ技でたぶんご方針だと思いますが、7、8年かかるものを1年でも2年でも短くして、なるべくなら即刻に国庫補助がなければ、その分をほかの事業に使えるわけですから、それが望ましいと思って、いまお聞きしました。

○熊谷コーディネーター

そろそろ、シートのご提出をお願いいたします。

○総括審議官

1点だけ。論点シートで間違いがありまして、中途脱退給付事業のほうは今年度は2,800万円で82%減と書いてありますが、実は97%減です。中途脱退者給付事業の額は2,800万円は正しいですが、あとは2,800万円のみ補助対象にする。2億600万円のうち、あとの分はいまずとご議論いただいた確定給付のほうです。論点で申しましたが、中途脱退給付のほうは廃止が可能ではないかというご指摘をさせていただいています。最初に間違った数字で申し上げて、申し訳ありません。

○熊谷コーディネーター

2,800万円を廃止できない理由は何かありますか。

○事業所管部局

これは、まさに廃止も含めて検討したいということで、先ほど申し上げたとおりです。

○熊谷コーディネーター

いまの丸山さんの指摘のところですが、去年やったときの議論は基本的にはこれだけの積立金があって、運用益で0.1%ぐらいの費用だったら運用費で賄うのが当然筋ではないかという話と、手数料負担とのベストミックスをどう探すかということをお急ぎにすべきだという話がたしか前提であったと思います。その中で、総事業費も抑制をする。その中には、例えばいま欠員が生じている職員のところとか、支障が生ずるようなところ

ろではなくて、こういう天下りの現状とか、良い悪いは別ですよ。ただ、仕分けの議論の中でかなり強く、いままでほかの団体でも指摘をされて、その給与の水準や人数について、温存されたまま現場で働く職員の方たちに欠員補充されなくて、業務で負担が生じるようなことになってはいないかとか、単に運用益に任せて総事業費の削るところで、なかなか手が届いていないところがあるのではないかということのないようにしてほしいというのが、ここだけではなくて刷新会議としての、横串で刺したときの、こういう補助金を受けている団体に対する見直しとして、是非徹底してやってほしいということだったはずですよ。

それに則っていけば、いま丸山さんが指摘された官庁OBの役員3人というのがどうなのかとか、その報酬水準3%のカットが妥当なのかについては、当然決定権者が誰かということもあります。ここで補助をしている団体あるいはこういう形で業務をお願いしている団体のあり方として、厚労省としても一定のサジェストがないと、この後の議論としては「はあ、そうなんですか」という形では済まされない部分だと思います。このあたりの見直しのところは、どうお考えですか。

○事業所管部局

ご指摘は当然十分わかっておりますので、今日の議論は連合会もしっかり聞いていると思いますので、今後しっかり議論していきたいと思っております。

○熊谷コーディネーター

よろしいですか。評価がまとまりましたので、報告をさせていただきます。まず、事業の実施状況の把握水準ですが、評価者7名のうち、「妥当」とされた方が3名、「不十分」とされた方が4名でした。不十分とされた方のご意見として、「政策の効果が十分把握されていないのではないか」「総事業費の内訳が不明瞭である」。これは、ただいまの議論の中にもあったかと思っております。「何がどういう形で、どこに仕分けられているのかがわからない。シート上、それを明確にしていきたい」というご指摘がありました。

事業について、「改革案は妥当」とされた方が1名、「不十分で、更なる見直しの余地がある」とされた方が6名でした。6名のうち、「一定期間経過後に廃止」とされた方が2名。「事業は継続するが、更なる見直しが必要」とされた方が4名でした。まず廃止という結論をされた方のご意見は、「上乘せ年金に対して、国庫の補助がなぜ必要なのか。既に税制優遇がされているのではないか。加入者の負担によって行われるのが原則ではないか」と、これはそもそものご意見だと思います。そういった観点で、「一定期間経過後に廃止」というご意見が2名からありました。

見直しの内容ですが、「手数料負担の水準あるいは加入者増の水準を見ながら、さらに精緻なシミュレーションを行って議論を重ねる必要があるのではないか。そのモデルをしっかりと提示すべきではないか」というご意見です。ですので、加入者増に努力をするとか、手数料負担のあり方を見直すという抽象的な表現ではなくて、その具体的な数字と目標を明確にすべきだというご意見が多数あります。

「事業費の総額の削減の努力について、改革が予定されているけれども、その中身に

についてはさらに精緻に見直すべきではないか」。廃止というご意見ではありませんが、国の補助金として廃止に向けて努力していく中で、そういった中身をより一層厳しく厳格に見詰める必要があるというご意見がありました。ここは見直しという結論にさせていただきますが、そういった意味ではそもそもの立ち位置に立って、原点から見直すべきではないかというご意見があったことは触れておきたいと思います。

このチームの結論としては、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」ということで、まとめとさせていただきます。

最終的な締め括りのコメントを長浜副大臣に頂戴します。

○長浜厚生労働副大臣

いろいろご指摘をいただいた部分、確かにおっしゃるとおり、去年の部分が例えば今日のこの時点の中において、どう反映をされているかについて、仕分け人の皆様にとっては説明の仕方を含めて、まだ不十分だった部分があるのではないかと考えております。事業の見直しが不十分だというご指摘も、この根本的なシステムというか制度の問題と、変な話、別にオペレーションやマネジメントやガバナンスの部分の指摘もあったと思いますので、併せて検討したいと考えております。どうもありがとうございます。

○熊谷コーディネーター

それでは、4番目の国民年金基金連合会への事務費補助の作業を終わりにしまして、今日1日の公開プロセスの作業を終わりとさせていただきます。長時間、お疲れさまでした。ありがとうございました。